

余市町自治基本条例に基づく取組について

条 文	【条例施行前】(～H29年度) 主な取り組み	【条例施行後】(H30年度～) 主な取り組み及び今後の取り組み	備 考
<p>前文 私たちのまち余市町は、日本海に面し、突き出たシリパ岬はまちのシンボルとして愛されています。古くは、にしん漁でにぎわい、多くの開拓者により余市りんごが実を結びました。とうとうと流れる余市川、豊かな気候・風土が生んだ果物、ウイスキー、ワインは私たちの誇りであり宝です。 自然環境などの変化に対応し、多くの産業を創造し、まちを形成してきた先人たちの意志を受け継ぎ、次代へと伝えていかなければなりません。 誰かがまちをつくるのではなく、私たち一人一人が自覚と責任を持ち、知恵を出し合い、お互い支え合い、地域への関わりを持ち、より豊かな、より安全な、より過ごしやすいまちを目指し、行動することが必要です。 町民、議会及び町のそれぞれの役割や関係が明らかになるように、私たち一人一人の行動を手助けできるよう、まちづくりの基本となるこの条例を定めます。</p>	<p>余市町自治基本条例策定まで</p> <p>◎「(仮称)余市町自治基本条例」策定準備会発足 ・準備会開催 全10回 平成25年8月～平成26年10月</p> <p>◎「(仮称)余市町自治基本条例」策定委員会発足 ・準備会開催 全28回 平成26年10月～平成29年11月</p> <p>◎住民周知 ・「自治基本条例を考える町民フォーラム」開催 平成29年2月 ・「(仮称)余市町自治基本条例策定委員会だより」発行(広報折込全戸配布) 平成29年4月</p> <p>◎職員周知等 ・役場庁内研究会 平成27年11月～平成30年3月 ・役場庁内自治基本条例勉強会開催 平成30年2月</p>	<p>余市町自治基本条例施行後</p> <p>◎住民周知 ・「余市町自治基本条例を学ぼう」シリーズ(条例の解説) 広報・ホームページ掲載 平成29年4月～7月及び平成30年3月 ・条例の解説書「余市町自治基本条例の解説」作成 町内施設に設置・ホームページ掲載 ・「自治基本条例で何が変わるのか？」講演会開催 平成30年7月 参加者:80名</p> <p>◎職員周知 ・条例の解説書「余市町自治基本条例の解説」作成し職員へ周知</p> <p>◎まちづくりの基本的なルールについて ・余市町民自治推進委員会開催 今後のまちづくりについて 条例の見直しについて 平成31年3月26日開催(第1回)</p>	
<p>第1章 総則 第1条 (目的) この条例は、余市町の町政運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とします。</p> <p>第2条 (定義) この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 町民 町内に住所を有する人、又は町内に通勤する人若しくは通学する人、若しくは事業者をいいます。 (2) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。 (3) 町 町長をはじめとする執行機関を含む地方公共団体としての余市町をいいます。 (4) まちづくり 町民が住みよく安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます。 (5) 協働 多様な主体が対等な立場で、共通の目的に向かって、ともに力をあわせて活動することをいいます。 (6) 町民参加 まちづくりに関して町民が責任をもって自発的に関わることをいいます。</p> <p>第3条 (基本理念) 余市町の自治の主体は、町民を基本とします。 2 町民は、町民憲章を心得として、まちづくりを進めるものとします。</p>	<p>●協働によるまちづくりについて ・余市町地域連絡員制度を活用し、町職員が区会と行政のパイプ役として活動 行事参加や役員会出席等</p>	<p>●協働によるまちづくりについて ・余市町地域連絡員制度を活用し、町職員が区会と行政のパイプ役として活動【継続】 <u>区会の要望により、資料印刷等の協力</u></p>	
<p>第4条 (基本原則) 余市町の自治は、地方自治の本旨に基づき町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とし、議会及び町長は、町民の信託に基づき政策を定め、町政を運営するものとします。 2 まちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく、個人の人権を尊重し、国際化が進む中、異なる文化や価値観を認め合う文化を育むことを基本とします。</p>			

条 文	【条例施行前】(～H29年度) 主な取り組み	【条例施行後】(H30年度～) 主な取り組み及び今後の取り組み	備 考
<p>3 町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとします。</p> <p>4 町民及び町は、広く自治を担う人材を育成するとともに、協働によるまちづくりを進めます。</p>			
<p>第2章 町民 第1節 町民の在り方</p>			
<p>第5条 (町民の基本姿勢と役割) 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え、行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めます。</p> <p>2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、連携協力してまちづくりに努めます。</p> <p>3 町民は、町民の信託に基づいて定められた条例などを遵守するものとします。</p> <p>4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分任するものとします。</p> <p>5 町民は、まちづくりの主体として自ら考え、行動し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。</p> <p>第6条 (町民の権利) 町民は、議会及び町の保有する情報について、知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。</p>	<p>●町民の役割と権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報よいち」の作成と配布 イベント情報・各施設の実施状況・健康に関する情報、町の人事異動等を掲載 「広報よいち」をホームページに掲載 ・町の行政サービスが受けられるよう、手続や新たな制度について、広報・ホームページで周知 	<p>●町民の役割と権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報よいち」の作成と配布、ホームページ掲載【継続】 「広報よいち」のQRコードを作成して、広報に掲載し、情報提供を図った ・町の行政サービスが受けられるよう、手続や新たな制度について、広報・ホームページで周知【継続】 	
<p>第7条 (事業者の役割) 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。</p> <p>2 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。</p>	<p>●事業所の役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の実施(貧困対策等)及び映画観賞会の実施 月1回(主催:NPO法人) ・リタ・ロード沿道の花植えや清掃等実施(主催:リタ・ロードを守る会)(参加者:会員・区会・関係団体・町職員等) 年3回(花壇清掃・植栽等) 毎月水やり等(5月～11月) ・子どもの居場所づくり 子どもフリーカフェの実施 週1回(主催:NPO法人) ・建設業者ボランティアによる小中学校グラウンドの整地、校内清掃の実施 	<p>●事業所の役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の実施(貧困対策等)及び映画観賞会の実施【継続】 ・リタ・ロード沿道の花植えや清掃等実施【継続】 ・子どもの居場所づくり 子どもフリーカフェの実施【継続】 ・建設業者ボランティアによる小中学校グラウンドの整地、校内清掃の実施 	
<p>第2節 町民参加</p>			
<p>第8条 (町民参加) 町民は、まちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本とします。</p> <p>2 町は、町政に広く町民が参加する機会を保障し、積極的に町民参加を推進するものとします。</p> <p>3 町民参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けるものではありません。</p>	<p>●町民の町政参加の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財ボランティア説明員 ボランティア説明員による観光客等向けに解説を実施(旧下よいち運上家・福原漁場・フゴッペ洞窟) ・ウイークエンドサークル活動 高校生ボランティアなどの協力を得て、年3回支援の必要な子どもを対象に、スポーツや餅つき等を実施 ・審議会等への参加、一般公募及び団体推薦による参加 	<p>●町民の町政参加の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア説明員【継続】 ・ウイークエンドサークル活動【継続】 ・審議会等への参加、一般公募及び団体推薦による参加【継続】 新たな審議会等の設置や任期満了に伴う改選時に公募委員を積極的に取り入れ、公募委員数を増員する等、町民が参加する機会を増やす 町民自治推進委員会委員(新設) 7人 子育て会議委員(改選) 4人(公募委員2人から4人へ増) 観光振興審議会委員(改選) 3人(公募委員を新設) 	

条 文	【条例施行前】(～H29年度) 主な取り組み	【条例施行後】(H30年度～) 主な取り組み及び今後の取り組み	備 考
<p>第9条 (町民意見の公募)</p> <p>町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、その政策、計画等に反映させるとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表するものとします。ただし、緊急性を要するものについては、この限りではありません。</p>	<p>●町民意見の公募状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施 <p>重要な政策、計画等の策定に当たり、広報・ホームページ及び町内施設における閲覧等により町民の意見を聞き、結果を公表した。</p> <p>【平成 29 年度の主な計画・条例等策定に係る意見件数(再掲: 反映件数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 余市町自治基本条例(案) 1件(反映 0 件) 第7期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画(案) 10 件(反映 0 件) 余市町空家等対策計画(案) 0 件(反映 0 件) 第5期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期余市町障がい児福祉計画(案) 5 件(反映 0 件) 余市町観光振興計画(案) 8 件(反映 1 件) <p>・意見収集のためのアンケート調査の実施</p> <p>【平成 29 年度の重要な政策、計画等の策定に当たり、町民の意見を反映させるためにアンケート調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4次余市町総合計画の見直しのアンケート調査 <p>目的: 基本計画の施策体系に関する満足度及び今後の重要度に関する町民意識の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 余市町水道事業に関するアンケートの調査 	<p>●町民意見の公募状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施【継続】 <p>【平成 30 年度の主な計画・条例等策定に係る意見件数(再掲: 反映件数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 6 次社会教育中期計画 24 件(反映 2 件) <p>・意見収集のためのアンケート調査の実施【継続】</p> <p>【平成 30 年度の重要な政策、計画等の策定に当たり、町民の意見を反映させるためのアンケート調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 余市町地域公共交通に関するアンケート調査 <p>目的: 町民の公共交通に関するニーズ等把握・整理するため</p> <ul style="list-style-type: none"> 味覚の祭典に係るアンケート調査 ホームページで実施 第6次社会教育中期計画策定のためのアンケート調査 	
<p>第10条 (町民活動)</p> <p>町民は、自ら行う活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。</p> <p>2 町は、前項の町民活動団体の役割と活動を尊重します。</p>	<p>●町民活動の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ備品貸出事業【継続】 <p>団体のコミュニティ活動支援のため、コミュニティ備品貸出実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 寿大学の実施 <p>高齢者の生きがいや健康の保持推進のための生涯学習教室</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性学級の実施 <p>より生き生きとした生活を送るため、学習や実習を講座を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育関係団体補助事業 <p>文化協会・女性団体連絡協議会、PTA 連合会に対し学習会の後援、後援、補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校支援ボランティア事業 <p>地域ぐるみで学校の教育活動を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体等への職員による講師派遣 <p>区会や寿大学、民生委員協議会、介護保険施設等からの依頼により町職員を講師として派遣 (健康教育・防災学習会・その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童館母親クラブの運営支援と補助 <p>母親クラブ会員による、子育ての支援等事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域子ども会育成連絡協議会の運営支援と補助 <p>町内各地域(区会)の子ども会育成組織子ども会活動の充実と、子ども会の発展と青少年の健全育成</p>	<p>●町民活動の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ備品貸出事業の実施【継続】 寿大学の実施【継続】 女性学級の実施【継続】 社会教育関係団体補助事業【継続】 学校支援ボランティア事業【継続】 団体等への職員による講師派遣【継続】 児童館母親クラブの運営支援と補助【継続】 地域子ども会育成連絡協議会の運営支援と補助【継続】 	

条 文	【条例施行前】(～H29年度) 主な取り組み	【条例施行後】(H30年度～) 主な取り組み及び今後の取り組み	備 考
第3章 議会			
第11条 (議会の責務) 議会は、町政における二元代表制の一翼を担い、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される意思決定機関として、その機能を果たす責務を有します。 第12条 (議員の責務) 議員は、町民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有します。			
第4章 町 第1節 町の基本事項			
第13条 (町の役割と責務) 町は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を執行する役割を有します。 2 町は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。 3 町は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。 4 町は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加により、連携協力して透明性の高い町政を執行する責務を有します。	●町の役割と責務について ・条例等に基づく事務の執行 ・予算の適切な執行	●町の役割と責務について ・条例等に基づく事務の執行【継続】 ・予算の適切な執行【継続】	
第14条 (町長の責務) 町長は、この条例の目的達成のため、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。 2 町長は、町民の信託に応え、公正かつ誠実に町政を執行し、町民に対し、説明を果たす責務を有します。	●町長の責務について ・各年度当初に町政執行方針を策定し、町政の取り組み状況を公表(広報・ホームページ) ・町長のスケジュール公表(ホームページ)	●町長の責務について ・各年度当初に町政執行方針を策定し、町政の取り組み状況を公表(広報・ホームページ)【継続】 ・町長スケジュールの公表(ホームページ)【継続】 <u>ホームページに「町長のページ」を作成し掲載</u> <u>・区会や各団体の要望に応じ、町長による講話等の実施</u>	
第15条 (職員の責務) 町の職員は、町民が自治の主体であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。 2 町の職員は、町民との信頼関係を深めるため、町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、まちづくりに積極的に参加するとともに、全力を挙げて職務を遂行する責務を有します。 3 町の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに連携を密にするとともに、政策の企画及び立案並びに町民の求めることに的確に対応できるよう創意工夫し、自己研さんする責務を有します。	●町職員の責務について ・町職員採用後に新規採用職員研修を行い、地方公務員法等の研修を実施 ・町や外部団体が実施する研修への職員参加 業務の基礎・専門研修や指導・管理能力開発研修等 ・職員による、ボランティア活動 リタ・ロードの清掃、植栽・河川敷の清掃及び高齢者宅の除雪 ボランティア	●町職員の責務について ・町職員採用後に新規採用職員研修を行い、地方公務員法等の研修を実施【継続】 <u>研修項目を増やし内容を充実(防災研修等)</u> ・町や外部団体が実施する研修への職員参加【継続】 ・職員による、ボランティア活動【継続】	

条 文	【条例施行前】(～H29年度) 主な取り組み	【条例施行後】(H30 年度～) 主な取り組み及び今後の取り組み	備 考
<p>第2節 町の基本事項</p>			
<p>第16条 (総合計画) 町長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための長期的な方針を定めた基本構想及び基本計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。 2 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合計画について ・第4次余市町総合計画の見直しの為のアンケート調査実施(第9条(町民意見の公募)と同内容) ・余市町水道ビジョン、余市町水安全計画、余市町水道施設耐震化計画(総合計画との整合性を図り見直し等実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合計画について ・第5次余市町総合計画策定のための調査・準備 	
<p>第17条 (財政運営) 町長は、総合計画を踏まえ、中長期的な財政見通しに留意しながら予算を編成し、計画的かつ健全な財政運営に努めます。 2 町長は、財政の状況について、町民にわかりやすく公表するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政状況等の公表について ・一般会計、各特別会計の当初予算・決算概要の公表(広報・ホームページ) 及び予算説明書の全戸配布 ・一般会計、各特別会計の予算執行状況・財務諸費・財政状況資料の公表(広報・ホームページ) ・一般会計補正予算の公表(広報・ホームページ) ・一般会計の健全化判断比率の公表(広報・ホームページ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政状況等の公表について ・一般会計、各特別会計の当初予算・決算概要の公表(広報・ホームページ) 及び予算説明書の全戸配布【継続】 ・一般会計、各特別会計の予算執行状況・財務諸費・財政状況資料の公表(広報・ホームページ)【継続】 ・一般会計の健全化判断比率の公表(広報・ホームページ)【継続】 ・一般会計補正予算の公表(広報・ホームページ)【継続】 	
<p>第18条 (危機管理) 町は、災害、不測の事態等の緊急時に対処するため、機動的な危機管理体制を確立し、町民の生命及び財産を守るために必要な措置を講じます。 2 町民は、緊急時において自ら身を守り、また、相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備に努めます。 3 町民及び町は、あらゆる危機に対応するため、常に連携します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理対策の取り組みについて ・余市町防災会議の運営及び余市町地域防災計画の見直し ・<u>防災ガイドマップ、原子力防災のしおりの作成</u> ・防災訓練の実施(原子力・津波) ・防災学習会の実施(小・中学校・福祉施設等) ・防災講演会の実施(外部講師による防災等講演) ・避難所の食料・資機材等備蓄品の計画的配備 ・避難行動要支援者名簿の作成・更新 ・事業者との災害時や緊急時における各種協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理対策の取り組みについて ・余市町防災会議の運営及び余市町地域防災計画の見直し【継続】 ・<u>防災ガイドマップ、原子力防災のしおりの配布</u> ・<u>指定避難所等に看板を設置</u> ・防災訓練の実施(原子力)【継続】 ・防災学習会の実施(小・中学校・福祉施設等)【継続】 ・<u>外国人(要配慮者)を対象に学習会を実施</u> ・<u>避難所の食料・資機材等備蓄品の計画的配備【継続】</u> ・<u>避難行動要支援者名簿の作成・更新【継続】</u> ・<u>事業者との災害時や緊急時における各種協定の締結【継続】</u> ・<u>防災無線設置検討に向けた基本設計の予算措置</u> ・<u>主要避難所の無線 LAN の整備の予算措置</u> ・<u>余市町水道事業災害時応援受入マニュアルの策定</u> 平成30年4月 	
<p>第5章 まちづくり 第1節 ひと</p>			
<p>第19条 (子育て及び教育の推進) 家庭、町民、学校等及び町は、深い連携によって、次代を担う子どもたちの健やかな成長及び郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めます。 2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めます。 3 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と子育ての推進に努めます。 4 学校等は、保護者、地域とともに子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めます。 5 町は、子育て及び教育に関し必要な政策を実施するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て及び教育の推進状況について ・子ども・子育て支援事業計画に基づく、子育て支援・教育・保育の実施 ・ブックスタート事業の実施 生後10カ月健診対象児へ絵本の読み聞かせと絵本の贈呈 ・スポーツ少年団本部運営事業への補助 青少年の健全育成を図る(体カテスト・指導者研修会等) ・体育連盟運営事業への補助 体育連盟活動の充実を図り、各事業の推進、スポーツの普及 ・放課後子ども教室推進事業の実施 教育活動サポーターによる、放課後の子供たちの学習・文化活動を支援 ・要保護・準要保護児童生徒への就学援助費の支給 経済的理由で、学用品や給食費の負担が困難な世帯への財政支援 ・地域子ども会育成連絡協議会への運営補助 町内各地域(区会)の子ども会育成組織子ども会活動の充実を図り、子ども会の発展と青少年の健全育成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て及び教育の推進状況について ・子ども・子育て支援事業計画に基づく、子育て支援・教育・保育の実施【継続】 ・子ども・子育て支援事業計画策定アンケート調査の実施のための予算措置 ・ブックスタート事業【継続】 ・スポーツ少年団本部運営事業への補助【継続】 ・体育連盟運営事業への補助【継続】 ・放課後子ども教室推進事業の実施【継続】 ・要保護・準要保護児童生徒への就学援助費の支給【継続】 ・<u>平成30年度より新入(進)学児童生徒に対する学用品費の支給を入学前に支給</u> ・地域子ども会育成連絡協議会への運営補助【継続】 ・(仮称)余市町食育推進計画(策定予定) <u>町民の食育の推進を図る</u> 	

条 文	【条例施行前】(～H29年度) 主な取り組み	【条例施行後】(H30年度～) 主な取り組み及び今後の取り組み	備 考
<p align="center">第2節 暮らし</p>			
<p>第20条 (町民の活動との連携) 町は、町民のさまざまな活動に対等な立場で連携協力して、地域の課題に取り組み、協働のまちづくりを推進します。</p> <p>第21条 (コミュニティの推進) 町は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいるコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限に尊重します。 2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他支援に努めます。 3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに権利を認め、協力し、情報提供を行い、その活動に積極的に参加するよう努めます。</p>	<p>●町民活動との連携及びコミュニティの推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市環状道路整備促進期成会 本町の道路機能を高め国道等の整備に向けた運動の実施 ・余市町廃棄物減量等推進委員会 全町のごみ問題の意見交換を行い業務へ反映 ・余市町生涯活躍のまち構想検討委員会 生涯活躍のまち構想について議論、検討の実施 ・余市町地域公共交通活性化協議会 地域公共交通網形成計画の作成及び取組に関する協議 ・余市町まち・ひと・しごと創生委員会 余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、外部有識者を招き事業のPDCAサイクル検証の実施と見直し等実施 ・余市町国際交流推進協議会 本町と世界の都市間における教育・文化・スポーツ・産業及び経済等の交流を図り、事業の推進と友好親善に寄与 ・町政への要望の実施 区会からの要望を聞くため、年1回区会連合会を通じて意見を募集し、後日回答併せ冊子で配布、また、ホームページに掲載 ・町政の意見・要望の実施 4公共施設に意見募集箱を設置 随時回収し回答 <u>・町政懇談会の実施(年1回 区会4ブロック毎)</u> <u>町と区会による懇談</u> 	<p>●町民活動との連携及びコミュニティの推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市環状道路整備促進期成会【継続】 ・余市町廃棄物減量等推進委員会【継続】 ・余市町生涯活躍のまち構想検討委員会【継続】 ・余市町地域公共交通活性化協議会【継続】 ・余市町まち・ひと・しごと創生委員会【継続】 ・余市町国際交流推進協議会【継続】 ・町政への要望の実施【継続】 ・<u>町長による講話形式の町政説明会実施(平成31年1月)</u> 	
<p>第22条 (健康の増進及び福祉の向上) 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を相互理解と協力の中で推進するため、地域社会における連帯意識を深めるよう努めます。</p>	<p>●健康増進及び福祉の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診・がん検診・特定健診等の実施により、町民の健康維持を図る ・健康学習会・健康相談等の実施 ・医療講演会等開催し、健康への関心を深める ・余市町食生活改善推進委員会による減塩指導や料理教室の開催 	<p>●健康増進及び福祉の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診・がん検診・特定健診等の実施により、町民の健康維持を図る【継続】 ・健康学習会・健康相談等の実施【継続】 ・医療講演会等開催し、健康への関心を深める【継続】 ・余市町食生活改善推進委員会による減塩指導や料理教室の開催【継続】 ・<u>(仮称)余市町食育推進計画(策定予定)</u> <u>町民の食育の推進を図る</u> 	
<p>第23条 (保健、医療及び福祉の連携) 第23条 町は、保健、医療及び福祉に関する機関、団体等との連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができるよう努めるとともに、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めます。</p>	<p>●保健、医療及び福祉の連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期余市町障がい者計画・障がい福祉計画に基づく障がい福祉サービス等事業の実施(平成27～29年度) ・介護予防教室の実施 NPO や団体等と協力し、「地域まるごと元気アッププログラム」「ふまねっと」「いきいきふれあいクラブ」等各事業の実施による、高齢者の閉じこもり予防や体力維持・向上のサポート 	<p>●保健、医療及び福祉の連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期余市町障がい児福祉計画に基づく障がい福祉サービス等事業の実施(平成30～32年度) ・介護予防教室の実施【継続】 開催場所や回数を増やし実施 	
<p align="center">第3節 しごと</p>			
<p>第24条 (産業の振興と職場づくり) 町民及び町は、豊かな自然や温暖な気候による特色ある風土を活かした産業の振興を図るとともに、働く場の確保及び移住の受入れ促進に努めます。 2 町民及び町は、次代の人たちが魅力を感じ、誇りを持てる職場づくりに努めます。</p>			

条 文	【条例施行前】(～H29年度) 主な取り組み	【条例施行後】(H30 年度～) 主な取り組み及び今後の取り組み	備 考
第4節 情報共有			
<p>第25条 (情報の公開) 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。 2 町が保有する情報については、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。</p> <p>第26条 (情報の共有) 町民及び町は、まちづくりに関する情報を積極的に収集し、提供し合うことにより、情報を共有してまちづくりの推進に努めます。 2 町は、町政に関する情報をさまざまな手段を用いて、わかりやすくかつ速やかに提供するものとします。</p>	<p>●情報の公開と共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市町情報公開条例に基づく情報公開請求の受付、開示 ・公の施設の指定管理者の公募及び指定(町内 6 施設) ・公の施設の指定管理者の公募(町内 1 施設更新) ・全国学力・学習状況調査の公表 	<p>●情報の公開と共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市町情報公開条例に基づく情報公開請求の受付、開示【継続】 ・公の施設の指定管理者の指定(町内 6 施設)【継続】 ・公の施設の指定管理者の公募(町内 5 施設更新)【継続】 ・全国学力・学習状況調査の公表【継続】 ・町職員(図書館司書・給食調理員)採用について 町内外へ広く周知し、採用試験を実施 ・会議の公開:個人情報等の取り扱いのない会議について原則公開の検討と実施 <p>【平成 30 年度 主な計画・条例の公表(ホームページ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市町自治基本条例 ・第7期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画 ・第5期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期余市町障がい児福祉計画 ・余市町観光振興計画 	
<p>第27条 (説明責任) 町は、公正で開かれた町政を進めるために、町政に関して町民にわかりやすく説明します。</p>	<p>●町政に関する説明責任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お問合せメールの実施 <p>ホームページ上に、お問合せメールのフォームを作成し、町内外からの質問や意見・要望に答える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の接客研修、クレーム研修への参加 ・個人情報保護法の全面施行に伴い、区会や町職員を対象に説明会開催(平成 29 年度) 	<p>●町政に関する説明責任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町政への意見・要望の実施【継続】 ・お問合せメールの実施【継続】 ・職員の接客研修、クレーム研修への参加【継続】 ・よいち水道だより「よいみず」の創刊(平成 31 年 3 月) 水道が抱える課題等情報発信する(年2回発行予定) 	
<p>第28条 (個人情報の保護) 町は、個人の権利及び利益が侵害されないように、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。</p>	<p>●個人情報の保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市町個人情報保護条例に基づく情報公開請求の受付、開示 	<p>●個人情報の保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市町個人情報保護条例に基づく情報公開請求の受付、開示【継続】 	
第5節 意見交流			
<p>第29条 (町民との意見交流) 町は、町政の状況把握及び改善の検討、実施事業の更なる活性化に向けての取り組み、地域の特色を活かす工夫等について、意見交流する場を設け、町民が参加するまちづくりを推進します。</p>	<p>●町民との意見交流の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海ソーラン祭りに係る意見交換会 祭りのあり方について町民と町、関係団体の意見交換会 ・味覚の祭典に係る意見交換会 祭典のあり方について町民と町、関係団体の意見交換会 ・宇宙記念館利用促進懇談会 利用促進について町民と町、関係団体が協働した検討会 ・道の駅再編整備に係るワーキンググループ 道の駅の一層の魅力創出のため必要再編について、町民と町、関係団体が協働した検討会 ・除排雪に係る地域懇談会 町内4地区 2 日日程で除排雪について説明会を開催 	<p>●町民との意見交流の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海ソーラン祭りに係る意見交換会【継続】 ・味覚の祭典に係る意見交換会【継続】 ・宇宙記念館利用促進懇談会【継続】 ・道の駅再編整備に係るワーキンググループ【継続】 ・除排雪に係る地域懇談会【継続】 平成 30 年度 日程の増 4 地区 2 日 ⇒ 4 地区 3 日 	

条 文	【条例施行前】(～H29年度) 主な取り組み	【条例施行後】(H30 年度～) 主な取り組み及び今後の取り組み	備 考
第6章 住民投票			
第30条 (住民投票の実施と取扱い) 町長は、町政に関する重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。 3 町長は、住民投票を実施するときは、その結果の取扱いを事前に明らかにします。	●住民投票の実施について ・実施なし	●住民投票の実施について ・実施なし	
第7章 交流・連携			
第31条 (国及び北海道との連携協力) 町は、地方自治の本旨を踏まえ、それぞれの適切な役割分担のもと、国及び北海道と連携協力します。	●国及び北海道との連携、協力等について ・国及び道の関係機関と災害時や緊急時における各種協定の締結(3件) ・北海道原子力防災訓練 国や道と連携して原子力防災訓練を実施した	●国及び北海道との連携、協力等について ・国及び道の関係機関と災害時や緊急時における各種協定の締結【継続】 新規なし ・北海道原子力防災訓練【継続】	
第32条 (他の地方公共団体等との連携協力) 町は、近隣市町村その他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組みます。	●他の地方自治体及び関係機関との連携、協力等について ・国道 229 号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定(余市町・積丹町・古平町) ・北後志特別支援連携協議会運営事業 北後志地区における障がいのある児童生徒のニーズに応じた支援のため、北後志特別支援推進委員会を運営	●他の地方自治体及び関係機関との連携、協力等について ・国道 229 号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定 ・北後志特別支援連携協議会運営事業【継続】	
第33条 (町外の人々との交流及び連携) 町民及び町は、近隣市町村の人々と環境、福祉、観光等共通する課題について積極的に情報交換を行い、交流を深め、公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組みます。	●町外の人々との交流及び連携について ・公害対策審議会による調査結果をホームページで公表・周知 ・余市町地域公共交通活性化協議会による地域公共交通のあり方の協議	●町外の人々との交流及び連携について	
第34条 (国際交流及び地域間連携) 町民及び町は、国際化社会において、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、姉妹都市等との交流を図り、互いの文化や価値観の理解、尊重に努め、国際感覚豊かな人材を育成します。 2 町民及び町は、交流都市等と教育、文化、産業、観光などの交流及び連携を図り、地域社会の発展を進めます。	●国際交流及び地域間の連携について ・姉妹都市提携交流:イースト・ダンバートシャイア市(旧ストラスケルビン市)平成9年 ニッカウキスキー(株)の創始者竹鶴政孝氏のリタ夫人の故郷 ・交流都市提携:奈良県五條市 五條高等学校賀名生分校の農業実習生の受入 平成27年 ・親善交流都市締結:会津若松市 会津藩士の入植に始まる繋がりによる親善交流 平成27年 ・外国語指導助手(ALT)による各小中学校の英語授業の実施採用2人(ロンドン) ・外国語指導助手(ALT)によるイベント開催 「英語 de お話会」生きた英語による、幼児、児童を対象にコミュニケーション能力と国際感覚の養成をはかる ・余市町地域公共交通活性化協議会 地域公共交通網形成計画の作成、協議、その他、地域公共交通網の形成に資する取組の推進に関する協議の実施	●国際交流及び地域間の連携について ・姉妹都市提携交流:イースト・ダンバートシャイア市(旧ストラスケルビン市)【継続】 ・交流都市提携:奈良県五條市【継続】 ・親善交流都市締結:会津若松市【継続】 ・外国語指導助手(ALT)による各小中学校の英語授業の実施採用 3人(イースト・ダンバートシャイア市、ロンドン) ・外国語指導助手(ALT)によるイベント開催【継続】 ・余市町地域公共交通活性化協議会【継続】	

条 文	【条例施行前】(～H29年度) 主な取り組み	【条例施行後】(H30年度～) 主な取り組み及び今後の取り組み	備 考
<p>第8章 条例の位置付けと見直し</p> <p>第35条 (条例の位置付け) この条例は、本町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町は、これを最大限に尊重するものとします。</p> <p>第36条 (条例の見直し) 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が余市町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。 2 町長は、前項の規定による検討に当たっては、次条に定める委員会に必要な意見を求めるものとします。 3 町長は、第1項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>第37条 (町民自治推進委員会) この条例を守り育て、実効性を高めるため、余市町民自治推進委員会(以下「町民委員会」といいます。)を設置します。 2 町民委員会は、町長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べることができます。 3 町民委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に規則で定めます。</p>		<p>●条例の位置づけと見直し・検討 <u>・余市町民自治推進委員会規則の制定</u> <u>・町民自治推進委員会を設置・開催</u> <u>・町民自治推進委員会による、条例の運用状況、見直しを検討</u></p>	